

議長／皆さんおはようございます。

ただいまより、令和2年4月、武雄市議会臨時会を開会いたします。

これより直ちに、本日の会議を開きます。

市長から提出されました第42号議案から第46号議案までの5議案及び報告第6号を一括上程いたします。

それでは日程に基づき議事を進めます。

日程第1．会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期等に関し、議会運営委員会に諮問しておりましたので、これに対する議会運営委員長の答申を求めます。

古川議会運営委員長

古川議会運営委員長／おはようございます。

令和2年4月武雄市議会臨時会の招集に基づきまして、議長から諮問がありましたので、本日、議会運営委員会を開催し、協議いたしました結果について御報告を申し上げます。

議長から諮問がありました事項は、第1．付議事件について、第2．会期及び会期日程について、第3．付議事件の委員会付託の要否について、以上3項目でございます。

本臨時会におきまして審議すべき議案等は、ただいま議長から上程になりました、専決処分の承認1件、条例議案2件、予算議案2件、報告事項1件の計6件でございます。

以上につきまして、協議いたしました結果、議案の審議順序につきましては、議案番号順に行い、いずれの議案も所管の常任委員会付託を省略し、即決して差し支えない旨、意見の一致をみました。

協議の結果、会期は本日30日の1日が適当である旨、決定いたしました。

答申は以上でございます。

また、議場における新型コロナウイルス感染対策について、協議の結果、3密を防ぐため、今臨時会に限り議席の配置を調整し、各議員の間隔を広くとるように変更することといたしました。

また、議場内にプラズマクラスター加湿空気清浄機を5台配置して議場を加湿し、ウイルスの浮遊を少しでも減少させることで感染リスクの減少を図ることといたしました。

以上であります。

議長／お諮りいたします。

会期の決定につきましては、ただいまの議会運営委員長の答申のとおり、本日30日の1日と決定いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日 30 日の 1 日間と決定しました。

日程第 2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、武雄市議会会議規則第 88 条の規定により、2 番豊村議員、6 番吉原議員、9 番吉川議員の以上 3 名を指名いたします。

日程第 3. 市長の提案事項に関する説明を求めます。

小松市長

小松市長／おはようございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、本市内におきましても、新型コロナウイルス感染症の新たな感染者が確認されており、さらなる感染防止対策の強化を図っているところであります。

この間、市民の皆様には、手洗いや消毒、不要不急の外出の自粛など、感染予防に御協力いただき感謝申し上げます。

また、議会の皆様におかれましても、市民の命と健康を守るため、日々御尽力いただいておりますことを深く感謝申し上げます。

引き続きの御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、令和 2 年 4 月武雄市議会臨時会の開会に当たり、提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げます。

まず、承認議案について御説明いたします。

「専決処分の承認について」でございますが、新型コロナウイルス感染症による影響が大きい事業者を支援するための経済対策として、緊急に決定を要した「令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 4 回）」について、専決処分を行いましたので、承認をお願いするものでございます。

次に、条例議案について御説明いたします。

「武雄市税条例の一部を改正する条例」は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として税制上の措置を講ずるため、地方税法が一部改正されたことに伴い、条例改正を行うものでございます。

続いて、予算議案「令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 5 回）」について御説明いたします。

本市独自の取り組みといたしまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う医療崩壊

を防ぐために、市内医療機関や、福祉施設へ1施設当たり10万円を給付するための経費や、感染症の影響を受け、休業や失業等により生活資金に困られている世帯の日常生活の維持のために、1世帯当たり上限5万円を給付するための経費をお願いするものでございます。

あわせて、国が決定した新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による家計への支援として、1人当たり10万円の特別定額給付金や、子育て世帯に対し対象児童1人当たり1万円の臨時特別給付金を支給するための経費をお願いするものでございます。

このほか、1件の専決処分について、御報告をいたしております。

また、本日、条例議案1件、予算議案1件を追加で提案いたしております。

詳細につきましては、御審議の際に補足させていただきたいと存じます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／これより審議を開始いたします。

日程第4．第42号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

山崎総務部長

山崎総務部長／おはようございます。

第42号議案 専決処分の承認について補足説明申し上げます。

「令和2年度武雄市一般会計補正予算（第4回）」を専決処分いたしましたので、その内容について御説明申し上げます。

この補正予算は、新型コロナウイルス感染症による影響が大きい商工業者等を支援するための経済対策について、迅速に対応すべく4月20日に専決処分をいたしましたものであります。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条歳入歳出予算の補正では、歳入歳出にそれぞれ1億3600万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ251億8305万6000円とするものでございます。

予算説明書の（4）ページをごらんください。

7款商工費では、市内事業者の事業の継続、資金繰りの支援を行う「武雄市緊急つなぎ給付金」の支給や、市内飲食店の支援として弁当等の価格の一部を補助する「タケオテイクアウト助成」を行うため、事業を実施する武雄地域雇用創造協議会に対し補助金を計上いたしております。

予算説明書の（3）ページをごらんください。

歳入につきましては、合併振興基金により財源の調整をいたしております。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長／第 42 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑通告がっておりますので、まずこれを許可いたします。

12 番池田議員

池田議員／42 号議案について質問をいたします。

歳入で説明書の（3）ページ、合併振興基金の繰り入れということで、今御説明をいただきましたけれども、前回の臨時会の折り、第 38 号議案では財政調整基金からの繰り入れ、後ほどまた議案のときにお尋ねしますけれども、44 号議案でも財政調整基金からの繰入をされております。

この議案では、合併振興基金繰入金のこの合併振興基金の性質といたしますか、この基金の目的についてどういうものになっているのかお尋ねをします。

基金の目的と合致するのか、この繰り入れがですね。

また、基金の目的があって一時的な活用なのか、取り崩しなのかですね。

次に、歳出では（4）ページ、武雄市地域雇用創造協議会補助金についてですが、事業の内容としてどのように精査をされたのか。

まず、このいただいた資料によれば、国の基準に従っているような感じをしているんですけど、この事業内容が補助金としてこぼれた方、こぼれる方もいられると思うんです、この事業の対象にならない方。

そういう方への支援等については、どのように考えておられるのか。

このつなぎ資金と、テイクアウトについて、1 億 3600 万のこの積算の根拠、あと先ほども説明にありました、経済対策ということで打ち出されておりますけれども、経済対策と経済支援についての違いをお尋ねいたします。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／おはようございます。

議員御質問の目的と申しますか、合併振興基金の目的といたしましては、武雄市合併振興基金条例第 1 条におきまして、市民の連携の強化及び均衡あるまちづくりの振興を図る事業を推進するために、この基金を設置するものとしておりますので、今回の目的に沿うものと考えている次第でございます。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／おはようございます。

議員御質問のまず補助の対象となる積算の根拠でございます。

まず最初に聞かれた部分が、多分、武雄市のつなぎ給付金の部分だとは思いますが。

この積算の根拠でございますが、まずつなぎ給付金につきましては、武雄市地域雇用創造協議会への補助として1億600万円を給付させていただいております。

これにつきましては、市内の法人また個人事業主、すべての方、すべての事業所につきましては、合計で2300社ほどございます。

この部分につきましては、積算時点で現在セーフティーネットの融資申し込みがございます、この申込数を参考にいたしまして、この全体の約20%の460社程度ということで積算をしているところでございます。

それと、対象にならない部分ということで、国が出されている分で行きますと、前年の対比ができない部分については対象にならないということで、この分につきましては、武雄市としましては新規店舗等が考えられるところでございます。

これにつきましては、融資の際の経営計画等がございますので、その計画書等を参考にさせていただきまして、実際の収入との差等を確認しながら、できるだけ対応をさせていただきたいと考えているところでございます。

それと、テイクアウトのほうの積算の根拠でございますが、まずこの事業費につきましては、2850万円を武雄市地域雇用創造協議会補助金として出しております。

この中身といたしましては、ランチ等のお弁当等につきまして500円を上限に50%の割引を行うものでございます。

また、大皿のおかず盛り合わせ等の分につきましては、3000円以上の品につきましては、定額の1000円の補助を行うというものでございます。

根拠につきましては、ランチ、いわゆる500円を上限とした補助につきましては、約3万8000食で、プレート等につきましては約9500食の合計4万7500食当たり、これは1日ランチは1店舗10食程度、大皿が5食程度というふうな考えでございます。

それで、4万7500食程度をもとに積算をしているところでございます。

それと、経済対策と経済支援の違いということでございますけれども、意味合いとしては同じものというふうに私どもは捉えております。

議長／12番 池田議員

池田議員／今言われた、その50%のつなぎ給付金が、50%減の減少が見込まれた場合に対象となるということですが、我々アンケートをとったりしていろんな声を聞いた中に、やはり国も50%減、そこからも45%減の場合、漏れるわけですね。

そういうところのつなぎをやってほしいという声もかなりあって、今回、武雄もスピーディーにこの政策、事業を打ち出されて、非常に助かる方もいらっしゃると思いますけれども、今回、漏れる方にもぜひ目を当てていただいて、武雄市としてはこれを限られた財源の中、十分ではないと考えられていると思いますけれども、このこぼれた方に目を当てていくためにも、これで終わるのか、2弾、3弾があるのか、その辺、考えておられるのか、議論がされたのかその辺お願いいたします。

それと、テイクアウトと、今頑張ってるやられておりますけれども、やはり感染防止のため、屋内での販売等あればリスクが高まっていく、そういうところの注意とか、注意喚起とかその辺やられているのかお尋ねします。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／経済対策について、この後の第3弾等についてでございますが、現在国の状況等、動き等を見ながら考えていきたいと思っております。

現時点では未定でございますが、状況等を見ながら、即時対応をしていきたいと考えております。

それと、テイクアウトの感染予防につきましては、屋内のホテル等の取り組み等の事例にいたしまして、スペースの取り方、消毒、また接客等について、これについては再三、関連されている事業者様にはお願いをしているところでございます。

議長／ほかにございませんか。

20番 江原議員

江原議員／失礼しました。

池田議員からも質問されましたので、第1項目の趣旨は一緒なんですけど、合併振興基金を繰り入れ、先ほど部長申されましたように、合併振興基金は説明のとおり市民の連携の強化をより均衡あるまちづくりの振興を図る事業を推進するため、設置すると。

間違いはないんですけど、表題が示しているように、武雄市合併振興基金条例なんですよね。だから、この趣旨が目的のときは、合併したことによってソフト事業に運用していくという説明だったと思いますが、本来、先ほど池田議員から言われたように、財政のやりくりする上で武雄市財政調整基金条例の処分のところを見ますと、6項目あるわけですけど、1番目は経済事情、2番目は災害により生じた慶事の財源、3番目緊急に実施することが必要になったもの、土木事業等ですね。

4番目も、5番目、6番目あるんですけど、本来これは財政調整基金を取り崩して行う補正

予算、財源のやりくりだと思っんですけど、なぜ合併振興基金にあえてやる趣旨を説明いただければ。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／合併振興基金を使った理由でございますけど、今回の事業におきましては市内全域の事業者を対象としました、持続化給付金、つなぎ資金、あるいはテイクアウト補助ということでございますので、合併振興基金を活用させていただいたということでございます。

議長／20番 江原議員

江原議員／持続化給付金、ちょっと理解できないから質問ですけど、この歳入について、国からの財源補填等あるんですかね。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／武雄市のつなぎ給付金につきましては、単費でございます。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／池田議員が指摘されましたように、私もその50%というのが普通つなぎといえば、次に続けるのであるのであれば、30%でもその辺が一番苦しいところじゃないかなと思うんです。

それで、結局その財源を武雄市単独ということであれば、国の動向を見るとか何とかじゃなくて、市のお金だから市で決断すればいいだけの話だと思いますけれども、その辺について市単独だからできるんじゃないだろうかと、国を見なくてもいいんじゃないだろうかというのが1点です。

もう一つは、創造協議会の補助金ということでここに上がっております。

だから、ここは議会でこの内容を言っているものなのかどうなのかよくわからないんですけども、創造協議会の中でどういう政策をするとか、そういうのが会議をされて、話し合われているのかなというところが2点目です。

3点目は、結局テイクアウトがあるんですけども、ネット環境にない人は全く外に出ないので、そののぼり旗を見ることもないですし、全くわかりませんよね。

だから、利用している人は物すごい毎日利用しているんですけども、わからない人は全くわからないと、特に高齢者はわからない。

そこに対する対策についてはどういうふうを考えているか、お聞きします。

その3点です。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／つなぎ給付金の制度についてでございます。

これにつきましては、国が今、出されております持続化給付金につきましてはの給付までの間、を少しでも早く市民の皆様方、市の事業所の皆様方へ出したいということで、今回出したものでございます。

ただ幅広く出す中でも一定のルールというものは必要でございますので、これにつきましては国の方法と要件等を参考にさせていただいたということでございます。

それと雇用創造協議会についてでございますが、この雇用創造協議会は、商工会議所、商工会、観光協会、J A、そして武雄市の5段階からなる協議会でございます。

この事務局につきましては、市の商工観光部にもございますが、ここの中の補助金交付要綱の中に、地域経済の活性化にある雇用創出事業に要する経費というということで、補助金が出される、補助金交付がされるようになっておりますので、これをもとに今回、支出をしているということでありませう。

会議自体は集まってやっているということではございません。

最後に、テイクアウトの分でございます。

テイクアウトにつきましては、当然ネット環境だけでなく、市の広報、またテレビ等も活用して、できるだけ皆様に多く伝わるように、鋭意努力をしているところでございます。

以上です。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／ちょっと私もよくわからないので、国のお金が来るまでにつなぎで武雄市が払っておいて、国が来たらその分を武雄市が取りますということなんですかね。

そこがよくわからないとですよ。

国が来るまでという意味がですね、それが1点ですね。

それと創造協議会に補助金をやることはいいことですよ。

私が言いたいのは、みんなで話し合った政策になっているのか、創造協議会の会員がみんなで話し合った政策になっているのか、武雄市から言ったのをただ受けてさせているだけじゃ

ないのか、周知が集まっていないんじゃないだろうかというのを2点目に言っています。
3点目も、広報でしていると言われてはいますが、実態は今のところそうではないから、ネットに出ている、店の一覧表ぐらいは出さないと、どこにあるか、旗を見てずっと回っては、ちょっとなかなか厳しいかなというふうに思いますけれども。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／まず、給付金につきましてでございます。
給付金につきましては、今のところ国の予算化がまだの状態、このままいくとあと一月ほどかかるという中で、それまでの間も非常に苦しまれる、非常に困っていらっしゃる事業者さんがいらっしゃるということで、その間の費用として市のほうで支出するものでございまして、国から出されてそれを回収するとかという類いのものではございません。

議長／静かに。

古賀営業部長（？）／そして、雇用協議会です。
実際に会議等を行っているものではございませんが、補助金、これは武雄市の地域創造協議会の補助金交付要綱の中にのっとりやっておりますので、皆様方、当然これについては御理解して、内容についても御理解されているという中で、当然、御連絡等はさせていただきますけれども、そういう御理解の中で活用させていただいているところでございます。
3番目のテイクアウトにつきましては、先ほど議員が言われた分につきましても参考にさせて、今後広く周知できるように考えていきたいと考えております。

議長／17番 川原議員

川原議員／テイクアウト件で、1点だけお伺いしたいのですが。
今、テイクアウトのチラシがありますが、この割引例というのがありまして、これは1000円までのお弁当が半額、それから2999円までのお弁当、おかず500円引き、3000円以上のオードブル等が1000円引きというふうになっております。
その中で、例えば1000円までのお弁当、おかず、これは半額というのは、例えば1個だけ半額になるのか。
例えば3個買うときに、1個だけ半額になるのかどうか、その辺りをお願いしたいと思います。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／テイクアウトの利用につきましては、お一人様1回の利用につき、1品のみということで割引をさせていただいております。

議長／17番 川原議員

川原議員／1品のみということになれば、例えば1人行って、その1個しか買えないということになるわけですね。

今、学校も休み、子どもたちも家におるわけですね。

例えば、その子たちも買いたいということになれば、全部連れて行って、1人ずつ買わないかんという形になるわけです。

この半額という部分を使えるということになれば。

だから、ちょっとわかりづらいところがあるんですね。

だから、結局家からなるだけ出るなど言いながら、例えば、その半額のお弁当、800円の弁当を400円で買えるとなれば、お父さんだけ行って4個買うわけにもいかんわけでしょ。

1個だけしか半額にならないから。

だから、その辺りが何かこうわかりにくいなことなんですよ。

その辺りどういうお考えでありますか。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／今、議員からおっしゃられた御意見については、確かに私どものほうにも届いておるところでございます。

これにつきましては、事業者様と協議もさせていただきながら、改善をさせていきたいと。ただ、あくまでもこれは、その補助金等交付金等を使っているものでございまして、いわゆる不正受給等を防止する対策の一つでもございますので、そこを勘案しながら考えていきたいと考えております。

議長／17番 川原議員

川原議員／本当にわかりづらいところがありますので、ぜひわかりやすくやっていただければと思います。

終わります。

議長／答弁いりませんね。

20 番 江原議員

江原議員／先ほど営業部長のほうが答弁され、単費、市費だという答弁で、基金繰り入れのいわゆる趣旨について再度答弁ありませんでしたが、先ほどのいわゆる、国の交付金はないと言いながら、一月後の話を営業部長されたんですけど、その説明はどういう趣旨ですか。それで、私は、もしも今後このことが終息が本当にまだ見通しが生まれていない状況のもとで、こういう処置のときにやっぱり繰り入れするのは財政調整基金だと、一貫して私は思います。

それは、趣旨がやっぱりそれをちゃんと基金条例に、財政調整基金条例にとっているわけですから、合併振興基金はあくまでもいわゆる合併によるハードでなくて、ソフトの事業のための基金の積み立てですよ。

だから、あくまでも、単費をこういう形で1億3600万ですよ。

それはやっぱり大きな多額のお金ですから、財政調整基金を取り崩すというのが趣旨だというのを押さえてほしいと思います。

そこで質問ですが、法人事業者の内訳2300社言われましたが、この内容の資料はありますか。2300社の、法人事業者それぞれの種別ごとと言いますか、2300社のいろんな業界かれこれあると思いますので、説明できればちょっと御説明願いたいし、この基金の趣旨の運用について、再度、最後お願いします。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／事業者についてでございます。

法人、中小企業につきましては1250社、個人事業主につきましては1050社でございます。

この数につきましては、納税等の資料による数しかわかりません。

個別の資料等については、私どもで閲覧することはできません。

議長／ほかにございませんか。

18 番 牟田議員

牟田議員／非常にスピーディーにやっていただいて、市内の業者さん助かっていると思います。

そういう中で先ほどの質問と一緒になんですけども、1億600万円がつなぎ給付金、もちろん

先ほど説明されたように国が来るまで、それまで生き延びなさい、頑張りなさいという意味でのつなぎ給付金だと理解していますし、そう思っています。

そのつなぎ給付金なんですけども、1億600万、2300社、そして個人もオーケーということだったですよ。

個人、フリーランスもオーケーということだったんですけども、1億600万で足りるのかというそういう計算ですね。

例えば、2300社ですけども、これは50%縛りということで、多分どっかで線引きしなきゃいけない。

55%にしたら56%の人どうなのか、54%の人はどうなのかというぐあいになりますので線引きしなきゃいけないんですけども、50%縛りということは3月の時点で50%以下の人はもうすぐ出せますよね。

セーフティーネットを使った計算と言われまして。

例えば、きょう4月の末ですよ、4月の末。

4月が売り上げ落ちていると思うんですよ。

これは、もう4月が50%以下っていうところは多いと思います。

だから、これで足りるのか。

足りない場合はどういうふうに市長は指示を出している、その辺をどういうふうに、市民の要望に対応していこうと思っているのか。

多分ですね、5月1日ぐらいに4月で締めた分ってどぼっと来ると思います、5月以降が。ですから、そういうのでどのように考えていらっしゃるのかというのが1点目。

2点目は、先ほどのテイクアウトですね。

それぞれ事業所で、***不正防止のためということでしたけども、そういうのを鑑みても使いやすいほうにぜひしていただきたいと思っています。

いただきたいと思っていると言うと一般質問になってしまいますので、その辺のところはこれをつくるに当たってどのようにローリング(?)をしていくような方式で考えられるのか、以上2点お伺いします。

議長／小松市長

小松市長／つなぎ給付金についての考え方ですけれども、まずは、この困難の時期に本当に毎日、毎日困っていらっしゃる事業者の皆様がしっかりと事業を継続していただくという趣旨で国の持続化給付金までのつなぎということで今回、給付をしたということでありあります。

もともとの考え方としては、やはり日本全国困っていますので基本はやっぱり国がやり、そ

これもかなり苦しい状況なんですよ、事業者の方にとっては。

その一月だけが50%だったという事業者もあるでしょ。

でも、この線引きで救えない人たちを、例えば、50%きっちりいく考えなのか、それとも、40%減、40%減、45%減と来た事業者の方にも寄り添うことができるのか、相談に乗ってあげることができるのか、そこをお尋ねします。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／給付につきましては、先ほどから申し上げましたとおり、これは一定のルールでございます。

50%というのは一つの国が定めましたルールでございますので、それに沿ってやっていきたいと思いますが、状況等については、当然聞き取り等させていただきたいと思います。

また、今、議員が言われているような御相談については、今のところは承っておりません。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／いろいろ補助金があって、出る出る出るという話で情報はいっぱい出ているわけなんですけども、結局、このつなぎ資金はいつ手に渡るんですかね。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／このつなぎ給付金につきましては、専決をお願いしているところでございます。既に申し込み等がありまして、早い方につきましては、4月22日から給付のほう始まっております。

議長／ほかにございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 42 号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 42 号議案は、原案のとおり承認することに決まりました。

日程第 5. 第 43 号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明を求めます。

山崎総務部長

山崎総務部長／第 43 号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の 3 ページをごらんください。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税政上の措置を講じるため、地方税法等の一部を改正する法律案が、今通常国会で審議中となっております。

この地方税法等の一部を改正する法律案では、次の措置を講じることとされております。

市税全般になりますが、イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという現下の状況を踏まえ、市税において、無担保かつ延滞金なしで 1 年間、徴収猶予を適用できる特例を設けるものでございます。

固定資産税につきましては、令和 2 年 2 月から 10 月までの任意の 3 カ月間の売上高が 50% 未満の厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和 3 年度課税の 1 年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を 2 分の 1 またはゼロにするものでござい

ます。

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加え、生産性向上特別措置法の改正を前提に、適用期間を2年延長するものでございます。

軽自動車税環境性能割につきましては、税率を1%軽減する特例措置の適用期限を6カ月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするものでございます。

個人の市民税につきましては、文化芸術・スポーツイベント等を中止した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る個人市民税における対応といたしまして、所得税において寄附金控除の対象となるもののうち、条例で定めるものについて、個人市民税の税額控除の対象とするものでございます。

また、住宅ローン控除につきましては、控除期間13年間の特例措置について、所得税において新型コロナウイルス感染症の影響により、入居期限、これは令和2年12月31日となっております。

におくれた場合でも、新築住宅については令和3年12月31日までに入居すれば、特例措置の対象となることなど、所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人市民税から控除できるようにするものでございます。

今回の条例改正は、この地方税法の改正に伴い、関連する条文の追加及び整備をするものでございます。

以上で第43号議案についての補足説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／第43号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 43 号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 43 号議案は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第 6. 第 44 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算(第 5 回)を議題といたします。

提出者から補足説明を求めます。

山崎総務部長

山崎総務部長／第 44 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算(第 5 回)について補足説明申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策として、国が示した特別定額給付金や子育て世帯への臨時特別給付金の速やかな支給、医療・福祉施設等や生活困窮者への支援を行うためのものがございます。

補正予算書の 1 ページをごらんください。

第 1 条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出にそれぞれ 50 億 416 万 5000 円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ 301 億 8722 万 1000 円とするものがございます。

補正予算書の(4) ページをごらんください。

2 款総務費では、市民 1 人当たり 10 万円の特別定額給付金の支給に要する経費を計上しております。

3 款民生費では、生活資金に困られている世帯への 5 万円の生活福祉支援金の支給や児童手当の対象児童 1 人当たり 1 万円の子育て世帯への臨時特別給付金の支給に要する経費を計上しております。

4 款衛生費では、市内医療機関、介護保険施設、障がい児者施設、保育施設等の予防対策支援のため、1 施設当たり 10 万円の医療・福祉施設等支援金を計上しております。

予算説明書の（３）ページをごらんください。

歳入につきましては、国庫支出金及び財政調整基金となっております。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／第 44 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑通告がっておりますので、まずこれを許可いたします。

12 番 池田議員

池田議員／44 号議案について、お尋ねをいたします。

歳入に関しては、ほぼ国庫支出金と思います。

この中で、先ほども、42 号議案の折に説明をいただきましたけれども、今回はこの財政調整基金を繰り入れの財源に充てられておりますけれども、この財政調整基金の目的、これをまず説明をいただきたいのと、歳出で（４）ページですね、２款２項４目の 12 節委託料のところで管理システム構築業務委託料 500 万、それと口座情報等入力業務委託料 111 万 6000 円。この委託料の業務内容、そして委託をされるのでこの選定方法と契約形態。

次に、３款３項２目の 12 節の委託料ですね。

臨時特別給付金システム改修業務委託料 16 万 6000 円、これについても同じく業務内容、そして選定方法、契約形態を伺います。

そして、３つ目に速やかな給付ということでしたけれども、本当に速い支給を考えておられると思いますけれども、申請方法とその給付金の支給方法、そして、最速でどのぐらいの時期日程（？）を想定されているのか。

また、支給の方法ですね。

今回いろんな方法があると思いますけど、方法については議論をされたのかお尋ねします。

議長／山崎総務部長

山崎総務部長／財政調整基金になりますけれども、先ほどからいろいろ御議論されていらっしゃると思いますけれども、災害等緊急を要するための財源という位置づけは当然でございます。

ただ、現実的には歳入歳出でバランスをとるための活用ということで使っているということも、そういう状況にもあるということで、今回につきましては、その辺勘案して財政調整基金の活用ということで考えております。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／管理システム構築業務委託料の内容といたしましては、受給者、受給金額、口座情報等などの申請した情報を管理し、銀行へ送付する、振り込みデータ作成までを行う管理システム構築に係る委託でございます。

それから、口座情報等入力業務にいたしましては、提出されました申請書の情報をシステムに入力する業務でございます。

選定につきましては、管理システム構築業務委託並びに口座情報等入力業務とも、今後、杵藤電子計算センターと早急に協議し、契約内容も含めまして検討してまいります。

議長／12番 池田議員

池田議員／先ほど、基金のところでバランスをとということでしたけれども、合併振興基金と財政調整基金の出し方のバランスでのバランスという意味合いだったんですか。

議長／山崎総務部長

山崎総務部長／財政調整基金、今回につきましては、先ほどからいろいろ企画部長のほうからもあっていますけれども、合併振興基金につきましては市内全体の均衡というところを含めて財源調整を考えております。

先ほど議論されておりましたけれども、現実的にはソフト、ハード両方とも基金活用ができるという状況になっております。

今回につきましては、その辺、全体的に勘案して財政調整基金という判断をさせていただいております。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／先ほどの、市民からすればいつ来るかというのが関心事と思うんですけれども、結局は、給付は郵送も杵藤広域圏の電算をベースに動いて、杵藤地区同時に動いていくのか、武雄市がささっと動いて先に出る形になるのか、その辺についてお聞きします。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／先ほど、池田議員から御質問いただきました給付時期でございますけど、こ

の議会で御承認をいただいた後に、すぐに封筒印刷、それから申請書の打ち出し等の準備を行いまして、5月中旬以降に各世帯へ郵送を行います。

その後、順次受付を行いまして、給付は5月下旬を目途に準備を進めているところでございます。

それから、宮本議員が質問された件につきましては、杵藤電算計算センターに入っております広域圏、すべてほぼ同時に進んでいるというふうに考えております（?）。

議長／20番 江原議員

江原議員／この対象人数ですが、これからいきますと4万8700人、1人当たり1万円。

この算定の基準と起点（?）はいつですか。

すべての相談もあってもらえるとやろかと、この起点（?）はいつですか。

この対象、全部網羅しているんですかね。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／計上してきております4万8700名につきましては、4月1日段階での***です。

議長／ほかにございませんか。

20番 江原議員

江原議員／これはすべての住民、あるいはDVの対応で住所を知らせられたくないと、いろんな状況もあります。

すべての人をちゃんと網羅されているのかどうかお尋ねします。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／4月27日に登録されるのは住民基本台帳に出された人数ということでございますけど、予算書計上の段階では4月1日付の人数ということで載せています（?）。

議長／20番 江原議員

江原議員／これはちゃんと幅があって、ちゃんと4月27日、4月1日の差がありますけども、

いろいろ移動かれこれ、または出生されたりいろいろあると思いますが、それは臨機応変と
いうか、対応できるわけですね。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／先ほども申しましたとおり、4月27日付の住民基本台帳に出されたすべての
方を対象といたします。

議長／14番 宮本議員

宮本議員／先ほどの件で、杵藤広域圏で動いていくと。
そしてお支払いするということですが、そしたら各議会の動きというんですか、そこが
大切になると思うんですけれども、全部の杵藤地区のこの承認というのはいつごろ終わるん
でしょうか。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／杵藤電算計算センターに関与（？）された方に適時対応をするということに
します（？）。

宮本議員／質問についてはちゃんとわかって答え言ってくださいよ。

議長／いいですか。

14番 宮本議員

宮本議員／杵藤広域圏で電算処理を同時にして動いていくということであるならば、結局ほ
かの自治体も一緒に承認をとらんと動けんですよ。ね。
だから、ほかの自治体の承認の動きはどうでしょうかと言っているだけで、ほかの自治体は
関係ないなら関係ないということでもいいんですけれども。

議長／17番 川原議員

川原議員／1点だけ、お伺いしたいと思います。

(4) ページの民生費の中の社会福祉総務費で、生活福祉支援金750万、この内容なんです

が、今説明で5万円というのは聞いたんですけど、これは1世帯当たり5万円なのか、それとどのような条件があるのか。

そして、これ支援金ということでございますので、返済はどういうふうになるのか、返済はしなくていいのかどうか。

この辺りについてお伺いしたいと思います。

議長／松尾福祉部長

松尾福祉部長／おはようございます。

3款の社会福祉費の18節生活福祉支援金5万円ということですが、これが、そもそも対象が、社会福祉協議会が実施をしております緊急の小口資金、これが10万円ないし20万円の範囲内の貸し付けです。

それと総合支援資金、これは失業等に伴う分の貸し付けで、これは世帯で2人の場合は20万円以内ですね、そして1人世帯であれば10万円以内という貸し付け制度になっております。現在、休業等でこの貸し付けを利用されている方が、今現在でも50件近くあるという中で、その分に対して、今回うちは全額給付ということで提案をしております。

失業された方が、今後返済の見通しもちょっとわからないというような不安感がある中で、先ほど言いました10万円未満の5万円を限度という考えで給付をしていきたいというふうを考えております。

議長／17番 川原議員

川原議員／そしたら、今回のこの分は、もう返済はしなくていいということですね。

今まで、社協辺りでやっていたのは、保証人がいる、それから返済ももちろんということだったんですけど、今回はいいということですね。

これ、ちょっと私気になったんで、1世帯で5万円までなんですかね。

議長／松尾福祉部長

松尾福祉部長／すみません、先ほどの答弁に紛らわしい点があったかと思えます。

社協の貸し付けについては、償還期限とか据置期間を置いて、原則償還をしていただくということなんです。

社協の貸し付けについては、その分うちが補填をするという制度になります。

世帯ごとということについては、基本。

すみません、ちょっと確認させてください。

議長／ほかにございませんね。

質疑をとどめます。

松尾福祉部長

松尾福祉部長／失礼しました。

世帯ということです。

議長／質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第44号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第44号議案は、原案のとおり可決されました。

ここで議事の都合上、暫時休憩をします。

* 休憩中 *

議長／再開します。

日程第 7. 第 45 号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。
提出者から補足説明を求めます。

松尾福祉部長

松尾福祉部長／第 45 号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

本日追加提案いたしました、議案書その 2、1 ページになります。

まず、提案の経過と内容について御説明をいたします。

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が 3 月 10 日に決定した「緊急対応策〈第 2 弾〉」において、国内で感染が拡大し、そのさらなる感染拡大をできるだけ防止するためには、「休みやすい環境」を整備することが必要であるとし、国民健康保険においても、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に傷病手当金を支給する内容が盛り込まれ、その支給に要する費用については、国が緊急的・特例的な措置として、財政支援を行うこととされたことから、既に社会保険等の被保険者を対象に傷病手当金を支給している保険制度と合わせた改正を行うものでございます。

対象者は、給与等の支払いを受けている国民健康保険被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑われる場合に、療養のため労務に服することができない方で、支給期間につきましては、労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間となります。

傷病手当金の額は、1 日当たり、直近の継続した 3 か月間の給与収入の合計額を、その間の就労日数で除した額の 3 分の 2 に相当する額となります。

施行日につきましては、公布の日からとし、令和 2 年 1 月 1 日から規則で定める日までの間に、支給を始める傷病手当について適用することとしております。

この制度につきましては、帰国者・接触者相談センター（杵藤保健福祉事務所）や医療機関等と早期に連携して周知を図りたいと考え、今臨時会での提案をお願いしているものであります。

以上で、補足説明を終わります。

よろしく、御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／第 45 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

14 番 宮本議員

宮本議員／先ほど給与所得者ということをおっしゃいましたが、ということは自営業の事業主には対象にならないのかをお聞きします。

議長／松尾福祉部長

松尾福祉部長／今回は、給与所得者に限ってということになります。

自営業につきましては、厚生労働省の見解でございますけれども、新型コロナウイルス感染で影響を受ける自営業の方については持続化給付金や他の融資、利子などで資金繰りにおける別の経済対策が検討されているという観点で除外されているというのが、国の見解でございます。

議長／ほかにございませんね。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第45号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 45 号議案は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第 8. 第 46 号議案 令和 2 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

提出者から補足説明を求めます。

松尾福祉部長

松尾福祉部長／第 46 号議案 令和 2 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）について補足説明を申し上げます。

先ほど第 45 号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例で御説明いたしました「新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、国民健康保険の被保険者に傷病手当金を支給する」ものでございます。

補正予算書の 1 ページをごらんください。

第 1 条歳入歳出予算の補正では、歳入歳出にそれぞれ 110 万 6000 円を追加し、補正後の総額を 60 億 6723 万 8000 円とするものでございます。

補正予算説明書（4）ページをお願いいたします。

2 款 6 項 1 目傷病手当金を計上をしております。

国民健康保険の被保険者で、給与所得の市内最高額相当の方の収入額をもとに、1 日当たりの支給額を算定し、その額に、就労ができない期間、該当者数の、見込み数を乗じた額を計上しております。

補正予算説明書の（3）ページをお願いいたします。

歳入につきましては、全額特別交付金となります。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／第 46 号議案に対する質疑を開始いたします。

14 番 宮本議員

宮本議員／この傷病手当金というのは医療費のかかった分に対して、その 3 割負担をするのか、その手当てというそういう規定でお金を払うのか、医療費なのか医療費じゃないのかについてお聞きします。

議長／松尾福祉部長

松尾福祉部長／傷病手当金につきましては、労務につくことができなかつた間の生活保障、生計費に充てる賃金に代わるものということでございます。

議長／ほかにございませんか。

> 「なし」の声

質疑なしと認めます。

これで質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思ひます。

これに、御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よつて、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第46号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よつて、第46号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第9．報告第6号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

山崎総務部長

山崎総務部長／報告第6号 専決処分の報告について、補足説明申し上げます。

議案書の5ページをごらんください。

これは、昨年8月の豪雨災害後の消毒作業時に起きた事故による損害賠償について、市長の専決処分事項の指定に係る条例の規定に基づき、令和2年4月22日付で専決処分をいたしましたので、御報告を申し上げます。

事故の概要でございますが、令和元年9月24日午後1時30分頃、市職員が、豪雨災害対応として朝日町内の家屋消毒作業を実施した際、噴霧した薬剤が家屋の壁面にかかり、壁面が変色したもので、損害賠償の額は57万350円となっております。

薬剤噴霧時の注意が徹底されていなかったために事故が起きたことに対しましては、深くお詫び申し上げます。

以上、報告申し上げます。

議長／報告第6号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

以上で本臨時会の日程をすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和2年4月武雄市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。